

下野市緑の基本計画（案）に関するパブリックコメントの結果について

1. パブリックコメントの実施状況

(1) ご意見の募集期間

令和3年12月13日（月）～令和4年1月5日（水）

(2) ご意見の応募者数及び件数

1名、2件

(3) 受理状況の内訳

郵 送	ファクシミリ	電子メール	窓口直接	計
		1		1

2. ご意見の概要とご意見への市の考え方

番号	該当箇所	ご意見の概要	ご意見への市の考え方
1	22頁 基本方針1 ①平地林の緑の 保全	<p><b>【意見】</b>            地域森林計画対象民有林の指定が真に森林の保全に寄与するか疑問を感じる</p> <p><b>【理由】</b>            地域森林計画対象民有林に指定されているにも関わらず、既に対象面積の半分程度に太陽光発電施設が建設され植生の回復が困難と思われるような場所が存在しているため。今計画の策定によってこの状況は改善できるのか伺いたい。</p> <p>また、本計画案では「失われた植生の回復」が言及されていないと思うが、含まれていないならば盛り込むべき。</p>	<p>地域森林計画の対象となる民有林においては、開発行為や伐採等を行う場合、県知事の許可や市長への届出が必要となるため、指定を継続することで、平地林の緑の保全に一定の効果が得られ、無秩序な土地利用の進展を抑制し平地林の保全が図られているものと考えています。</p> <p>太陽光発電施設については、「栃木県太陽光発電施設の設置・運営等に関する指導指針（令和3年5月改正）：栃木県」の内容等を踏まえつつ、防災、環境保全、景観保全等の面に配慮しながら、地域との調和の図られた適切な施設の設置に対する指導・助言に努めていきます。</p> <p>なお、本計画では、都市緑地法に基づく「緑地の保全や緑化の推進に関する総合的な計画」として、「緑を“まもる”」「緑を“いかす”」「緑を“つくる”」「緑を“ささえる”」の4つの基本方針に応じた各種施策の実施の方向性を示しており、うるおいのある環境づくりに取り組むこととしています。</p>

番号	該当箇所	ご意見の概要	ご意見への市の考え方
2	22頁 基本方針1 ③田園・集落（農地・屋敷林）の緑の保全	<p><b>【提言】</b>            屋敷林の保全について、『②河川・水辺の緑の保全』で言及されているような市民活動団体等による巡回での保全活動という形態を視野に入れて欲しい。</p> <p><b>【理由】</b>            屋敷林は、維持に手間がかかる事を理由に伐採する世帯が増えている。本市の農村集落の風景を象徴するものとして保全する事には強く同意するが、所有する側としては「枝打ちや剪定などの適切な手入れを促」されるだけでは保全に対する意識は変わらず、かえって伐ってしまおうとなるのではないかと危惧する(当方でも数年前に防風林を伐採した)。個人的には自分の土地なのだから地主が管理して然るべきだとは思いますが、地権者の高齢化や死去に伴い維持が困難になった結果、住宅メーカーや太陽光発電業者に売却又は貸与されて開発されてしまうのは見るに堪えない。</p>	<p>河川・水辺と屋敷林では、所有者が異なるため、緑の保全にあたり同様の取組が難しいと考えています。</p> <p>本計画では、農家住宅などの敷地内にある屋敷林について、土地所有者による維持管理を基本として考えていますので、枝打ち・剪定等の手入れを促すまでに留めています。</p>